

別紙6

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徵した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本工事は防災情報通信システムの白川中継所を再整備する工事であり、令和3年9月17日に公告し一般競争入札に付したところ、1者(和光通信(株))から応札があったが、積算内訳書の不備により入札無効となった。</p> <p>本工事は、整備する機器の製作に最長で約12ヶ月、現地での据付・調整に約1ヶ月かかるうえ、施工場所が白川村であるため、冬季は積雪で工事ができなくなる。</p> <p>また、工事場所に通じる橋は11月末に通行できなくなるため、建物等の撤去を急ぐ必要がある。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>和光通信(株)は、先の一般競争入札において唯一応札のあった業者であり、本システムに関連し以下の工事実績がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27～H29岐阜県防災情報通信システム整備工事のJV構成員（出資比率 30%） ・R2岐阜県防災情報通信システム追加整備工事(飛騨・世界生活文化センター)受注 <p>その他、保守点検委託業務の下請も行っており本システムに精通していることから、和光通信(株)を契約の相手方として選定する。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。